

事務連絡  
令和3年3月19日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 福祉担当部局

厚生労働省老健局高齢者支援課

有料老人ホームにおける看護職員の医行為等について（再周知）

有料老人ホームにおける看護職員の医行為等について、厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「有料老人ホームを対象とした指導の強化について（平成24年5月17日老高発0517第1号）」により、有料老人ホームにおいても、看護職員は医師の指示下で一定の医行為を行うことが可能であるとお示ししているところです。

今般、規制改革推進会議において、有料老人ホーム（特に、看護職員の配置義務がある特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム（介護付きホーム））において、配置された看護職員による医療行為が十分に実施されていない場合がある等の指摘があることから、有料老人ホームにおける看護職員の医行為等の取扱いについて、あらためて周知するよう求められているところです。

これまでも、介護と医療の連携強化が求められているところであり、有料老人ホームにおいても、介護・医療を切れ目なく提供するという観点から、医療ニーズを有する高齢者の生活を支えるための役割を果たすことが求められていることから、都道府県・指定都市・中核市におかれましては、あらためて、下記、有料老人ホームにおける看護職員の医行為等の取扱いについて、管内有料老人ホームに対して周知徹底を図るようお願いいたします。

記

看護職員の業務は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）において診療の補助等を行うことと定められており、有料老人ホームにおいても、医師の指示下で一定の医行為を行うことが可能である。

なお、令和3年度介護報酬改定においては、有料老人ホーム等を対象とする特定施設入居者生活介護について、看取り期における介護を評価する看取り介護加算の拡充（看取り期に夜勤等により看護職員を配置している場合に新たな区分で評価等）を行う予定である。

以上